

「共有林利用の変質と活性化」

－柵沢共有林と五反沢共有林を事例に－

○奥田裕規・横田康裕(森林総研)、井上真・斎藤暖生(東大)、狩谷健一(金山町森林組合)

1. はじめに

高度経済成長期においては、山村から出て行った人たちが、都市に集中しても、そこには雇用面で彼らを吸収する力があつた。しかし、近年は経済のグローバル化のなかで、工場が人件費の安い海外へ流出したり、省力化されたりするなど、その吸収力は減退し、フリーターや派遣労働者が都市にあふれ、都市部の社会状況は極めて不安定なものとなっている。一方、山村に目を向ければ、人口が減少し、森林所有の不在村化や世代交代による森林管理に関心のない所有者の増加が顕著になってきている。このような状況のなかで共有林の住民にとっての位置づけも変化している。

2. 共有林の現状

共有林は、日々、地域で暮らしていくために必要な資材を調達する、不可欠な存在であつた。しかし、山下(2011)が、長野県の未整備入会林野を対象に詳細な実態調査を行った結果、「飯山市では、集落を母体に認可地縁団体を設立する事例が急増し、また、3つの生産森林組合、全てが解散し、認可地縁団体(1991年の地方自治法改正により創設された)に財産を移している。その理由として、登記名義と権利者の不一致に煩わされないことや法人税等の経費負担の軽減というメリットがあつたこと」をあげているように、収益が見込めない共有林は、地域住民にとって、不必要な存在になりつつある。

3. 共有林の変質と課題

山形県金山町柵沢共有林と秋田県上小阿仁町五反沢共有林を事例に考察する。

五反沢連合部落共有林では、人工林化した共有林は、管理は森林組合任せ、そこから得られる金銭を当てにし、その権利は、たとえ離村したとしても、持っていたい、貯金のような存在になっている。柵沢共有林においても、以前は、共有林を価値あるものと見なさず、その存在に大半の住民は無関心であつたが、近年の広葉樹に対する関心の高まりのなかで、その存在が見直され、伐採し収入を得るために、森林組合を主体とした管理体制を構築しようとする動きが、見られる。このように、共有林は、人任せ(若しくは、森林組合任せ)の、自ら管理・利用しようという対象ではなくなっている。

4. おわりに

田舎に暮らす人たちの視点から、彼らの周りにある地域資源を巡る、人と人の、そして人と組織の関係の取り持ち方について、発表事例をもとに議論したい。

引用文献：山下詠子(2011)入会林野の変容と現代的意義，256pp，東京大学出版会，東京
(連絡先：奥田裕規 hironori@ffpri.affrc.go.jp)

山村における獣害対策のネットワーク圏の形成 —栃木県佐野市を事例として—

○加藤 恵里・土屋 俊幸（東農工大学）

はじめに

日本全国で野生動物による農作物被害が急速に広がっており、深刻な問題となっている。この被害への対策を集落で取り組む場合、これは集落の地域資源管理の一環であると言える。特に、被害の大きい山村等では、農業も「多義的」に行われていると言われており、野生動物による被害に対する対策の取り組み方も、農業の経済的な枠組みにこだわらず、多様になっていると考えられる。しかし、こうした被害への対策のネットワーク圏を、集落を中心に分析している研究はない。近年になって発達してきている農作物被害に対する対策のネットワーク圏を捉えることは、近年の集落における地域資源管理の在り方を捉えることにつながり、山村の現状と今後の地域資源管理の考察の一助になるだろう。

そこで、本発表では、野生動物による被害に対する対策が、近年になって展開してきた地域に着目し、その地域の各集落の取り組みのネットワーク圏の分析を行う。

調査地概要及び方法

栃木県佐野市の旧葛生町・田沼町を調査地として選定した。佐野市では、平成に入り群馬県から広がったイノシシ個体群を中心に、野生動物による農作物被害が急増している。被害への対策としては、個人によるものから町会をあげたもの、旧村でつくった協議会によるものなど多様である。そのため、新たに作られたネットワーク圏の形成が把握できると考えられる。

2011年8月～2013年10月に、各町会長及び被害への対策の中心人物への聞き取り調査を実施した。調査では、各町会の野生動物による被害とその対策状況、および町会の概要と地域活動の状況を中心に行った。

各町会の被害に対する対策のネットワーク圏

各町会における被害への対策のネットワーク圏の分析を行ったところ、いくつかのパターンが把握された。被害への対策は、町内会の班から、町会、旧村など様々なネットワーク圏で行われていたが、町会によりどの層でも対策の動きが見られないところから、重層的な取り組みが行われているところなど違いが見られた。また、これらの取り組みは、もともとあった他の地域活動を行っている組織が主体となっているものと、新たに被害への対策のために新たに組織が作られているものがあり、これらによってもネットワーク圏に違いがみられた。

野生動物による被害の対策は、集落ぐるみで行うことが推奨されている。なぜなら、各家で取り組むよりも、集落全体で取り組むことで、野生動物を集落へ近づけない環境をつくることができ、合理的に被害を防除することができるためだ。今後の野生動物による被害の対策、特に集落ぐるみの対策を考える際は、この合理的な範囲と現状のネットワーク圏の照らし合わせが必要となるだろう。これは、他の地域資源管理の考察においても同様であると考えられる。

（連絡先：加藤恵里 nowhere_dokodemonaitokoro@yahoo.co.jp）

絶滅危惧種保全への山村社会の関わり：礼文島と男鹿半島を事例に

○八巻一成（森林総研北海道）

はじめに

わが国の絶滅の危機に瀕している植物のうち、種の保存法によって指定され、捕獲、採取、譲渡等が規制されている種が26種ある。そのうちの12種については、国を含む関係者による保護増殖の取り組みが進められている。では、このような絶滅危惧種保全の取り組みに、山村地域の社会や関係者はどのように関わっているのだろうか。本研究では、礼文島と男鹿半島を事例として取り上げ検討を行う。

調査方法

本研究では、北海道礼文島、秋田県男鹿半島に各々に生息するレブンアツモリソウ、チョウセンキバナノアツモリソウを事例として取り上げた。まず、対象種と地域関係者を含む関係者の関わりの変遷を、関係者への聞き取りなどをもとに時系列的に把握した。つぎに、現在の保全活動に関わる関係者の関係を、アンケート調査を用いて社会ネットワーク分析によって明らかにし、考察した。

結果と考察

レブンアツモリソウは礼文島のみで咲く固有種である。過去には、美しい花として株を持ち帰って庭で育てる島民も多かった。しかし、大量の盗掘被害が連続的に発生した結果、その数が激減した。そのため礼文町では1983年に「礼文島高山植物保護対策協議会」を設置し、立ち入禁止柵の設置や監視員によるパトロールを開始した。これによって、観光地として整備されている場所一か所を除き、島民であっても花に容易に接することができなくなった。1994年には種の保存法による指定を受け、1996年には同法による「レブンアツモリソウ保護増殖事業」が開始された。現在では環境省、林野庁、北海道、町、研究者のほか、監視員や地元NPOを中心として保全活動が進められているが、本種は島の観光資源として重要なものと認識されており、活動への町の積極的な関与が見られる。

一方、チョウセンキバナノアツモリソウは中国や朝鮮半島など東アジアに分布するが、わが国では男鹿半島のみで生息する。こちらも過去の盗掘によって生息数が激減し、現存するのは数十株程度と言われている。また、山菜採取者の生息地への侵入がかつて見られたことから、現在では周囲に柵が張り巡らされ、一切の立ち入りが禁止されている。本種は2002年に種の保存法の指定を受けており、2004年から「チョウセンキバナノアツモリソウ保護増殖事業」が始まっている。現在では環境省、林野庁、県、市、研究者、地元自然保護団体による保全活動が行われているが、市の関与は弱い状況にある。本種の場合、生息数が極めて限定されており、地域の観光資源としての位置づけにないため、市の積極的な関与が弱いものと推察される。

以上のことから、絶滅危惧種はその希少性ゆえ、地元住民との関係は両事例において希薄化していた。しかし、礼文島のように観光資源としての価値が地域で認識されている場合には、地域の「資源」としてとらえられ、地元自治体の関与が強くなっていた。

（連絡先：八巻一成 yamaki@ffpri.affrc.go.jp）

山村の資源をどう活かすか

—高知県吾川郡いの町柳野地区における和紙原料生産の動態から—

○田中 求(東大)

はじめに

山村は様々な資源を生み出してきた。そしてそのなかには特定の山村が持つ自然条件等の中でのみ生産されてきた資源もある。コウゾやミツマタ等の高質な和紙原料はそのひとつに位置付けられよう。本研究の課題は、高質な和紙とその原料を巡る現状を整理したうえで、和紙原料とその栽培が有する様々な機能と特性を明らかにし、それらの活用が山村社会にもたらしうるものを描き出すことである。調査対象地は1995年より断続的に土地利用動態などの聞き取りを重ねてきた高知県吾川郡いの町柳野地区(2010年時、102世帯205人)である。また高知県内の原料問屋、製紙会社、博物館やJA、役場等でも聞き取りと資料収集を行った。

結果および考察

長期的な保存性や柔軟性等優れた性質を持つ和紙は、レンブラントや横山大観らにも重用されてきた(柳橋, 2004)。さらには近年、土佐和紙の文化財保存修復用紙としての利用が国内外で活発化していることがわかった。一方、安価で低質な輸入原料の利用が増加したものの、処理過程に靱皮繊維を劣化させる化学薬品が用いられているため、長期間の保存性が必要となる文化財には使用できず、高質な国産原料の確保が問題となっている。

コウゾやミツマタは土壌条件や強風の入り込みにくさ、標高の高さなどによって質が大きく変化する。全国一の生産量を誇ってきた高知県内において高質なコウゾを栽培してきた旧土佐山村(現、高知市土佐山地区)等では転作が進み、柳野はわずかに残された栽培適地と位置付けられる。コウゾ黒皮については柳野の8世帯のみで約2.5t、全国生産量の6%を担ってきた。2010年以降、獣害によるコウゾ株枯死が深刻化しているほか、高齢化に伴う手入れ不足による買取り価格の低迷が生じているものの、柳野は依然として重要なコウゾ生産地なのである。

また、和紙原料は多様な可能性を有していることがわかった。地域に適した作物として根付いてきた和紙原料の活用、獣害に強いミツマタの耕作・再造林放棄地での栽培、ミツマタの花に包まれた景観の復活と観光資源としての利用、蜜源としての利用による養蜂、コウゾを庇陰植物として利用したコンニャク栽培等の試みは、地域社会に「誇り」と「楽しみ」をもたらすことが期待される。さらに、加工作業等の共同性や販売先の多様性は、多くの人々とのつながりが必要であることを意味しており、その再構築は和紙原料に関する情報の共有を進めるのみでなく、新たな共同性という「賑わい」をもたらすと考えられる。それは和紙原料の栽培のみでなく、地域社会の再構築にも結びつくのではなかろうか。

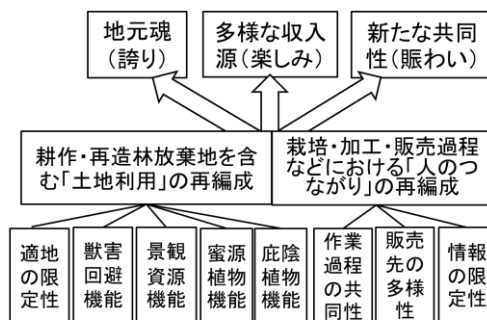


図 和紙原料とその栽培が有する多様な機能と特性の活用が地域社会にもたらすもの

引用文献

(1) 柳橋真『手漉き和紙—暮らしを彩る和のこころ』講談社, 2004年, 143頁

(連絡先: 田中 求 aamotota@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp)

山村で暮らすための林業再生にむけて ー住み込み型アクション・リサーチからみえてきた課題ー

○福島万紀（学振研究員 PD／島根大）

1. はじめに

山村では、焼畑、水田稲作、薪採取、狩猟、木工品生産など、自給的生業と不可分の多様な生産活動が行われてきた。だが戦後の急速な工業化にともない、都市消費者の需要拡大に応じた特定の林産物生産が主流になると、日本の工業と都市システムに組み込まれた山村経済は、国際市場の動向に大きく影響される存在となった。

一方、山村に暮らし続けてきた高齢者は、零細で自給的な山仕事を継続している事例が数多く報告されており、そのような生業と暮らしの在り方に、山村移住者らは高い関心をもっている。では、高齢化がいまも進行する山村に暮らしてきた住民は、どのような思いで移住者をむかえているのであろうか。また、大都市圏から山村に移住してきた若者らは、山村においてどのような生業を選択しようとしているのであろうか。本報告では、報告者自身が4年わたる住み込み型フィールドワークと参与観察を行ってきた知見をもとに、「山村に暮らすための林業」再生と継承をめざす実践研究に至った過程を分析し、山村在住者と移住者の新たな連携可能性について考察する。

2. 調査地と方法

報告者は、2009年4月から2013年3月まで、内発的な地域振興の実践をめざす研究員として、島根県浜田市弥栄町（旧那賀郡弥栄村）に居住した。報告者は、住み込み型フィールドワークを継続する過程で、移住者と山村在住者それぞれと対話関係を構築しながら両者のニーズや生活志向性を明らかにし、山村在住者が移住者をむかえる際、および移住者が山村生活へ参入しようとする際に障壁となる課題や、両者が協働できる山仕事の可能性を検証するアクション・リサーチを実施した。

3. 結果と考察

山村在住者による日常的な山仕事は、薪風呂用の薪採取、自家用のシイタケ栽培などであるが、近年は縮小傾向にある。スギやヒノキの間伐を実施している世帯は少ないが、「一緒に仕事をすれば、少しはやる気になるかもしれない」という声が多く聞かれた。一方、移住者は、稼ぎ仕事としての農林業よりも、山村生活そのものへの志向性が高く、副業的に参入可能な林業技術を習得したいと考えている。だが、そのために必要な道具や機械についての情報、利用できる林地、技術習得の機会の3つが不足していた。これらの山村在住者および移住者は、いずれも近郊市街地や町内の勤め仕事のかたわら、水田耕作や自家野菜栽培を行っており、林業活動は周辺的な活動に位置づけられる。そのような山村において、副業的に参入可能な林業の道筋を開拓することは、「山村ならではの生活文化の継承」という、山村の暮らしの積極的な意義付けを内包し、山村在住者、移住者、近郊都市住民の新たな結節点となり得ることが明らかとなった。

（連絡先： 福島万紀 fukushimaki@gmail.com）

地域林業経営における林地所有の重層性と現代的意義

宮崎県東臼杵郡諸塚村の事例

○大地俊介・藤掛一郎（宮大農）

はじめに

林業と山村の共同性との間にはどんな関係があるか。「所有と経営の分離」を志向する森林経営計画が導入される中、山村の共的な林地所有について再検討すべき時期がきている。本研究では自伐林業地帯として知られる宮崎県諸塚村を対象に、地域林業における林地所有の重層性を観察しその現代的意義について検討した。調査は2011年秋から2012年夏にかけて実施し、分析材料は主に共有林関係者への聞き取りによって得た。

調査結果

諸塚村の林地所有は中規模林家層（20ha程度）を中核とするが、共有形態も少なからず存在し、全体の20%ほどを占める。それは下記の3主体に分けられた。

(1) 自治公民館

諸塚村に設置されている16の自治公民館のうち12の公民館が山林を所有していた。沿革、経営形態は公民館ごとに異なるが、典型的には共同賦役、共同会計（個人分割なし）、離村失権を原則としていた。また、拡大造林期に新設されたものも少なくなく、必ずしも入会林野を起源としていなかった。

(2) 実行組合

公民館の下部組織である実行組合も同様に山林を共同所有していた。公民館有林と比較すると、共同賦役という点は共通していたが、収益は基本的に個人分割している点、離村しても権利を保持できる点で異なり、より私的な性格をもっていた。

(3) 共同

また、共有権者の数におうじて「〇〇人組山」と呼称される共同形態が多くみられた。この形態は経営の態様としてはほぼ(2)と同じだが、主体が近隣住民の造林有志による「組」である点で地縁にもとづく実行組合有林よりもさらに私的であった。だが、これらの「組」は皆伐後に林地が売りに出されたとき、地域内の余力ある者でつくられていることから、売却林地の共同的な継承という点で共的な性格を認めることができた。

そして、公民館単位の地域林業経営では個人林家の自伐活動が推奨される一方で、こうした共有林を、有利な補助率を引き出すために必要な目標や要件をクリアするための調整弁として活用しており、森林経営計画の移行期においても重要な位置づけが与えられていた。

まとめと考察

先進的な自伐林業地域として知られる諸塚村だが、そこには重層的な林地所有がありそれが地域の林業生産活動と不可分に結びついていることが確認された。近年、自伐林家は森林経営計画の策定主体たりうるかという問題が出されているが、本研究は諸塚においても自伐林業経営は地域の重層的な林地所有のもとで成立していたことを示唆するものであり、そうした基盤なしに自伐林業経営が単体で集約化により規模拡大を遂げていくとは考えにくいと思われた。

問い合わせ先：大地俊介（ohchi@cc.miyazaki-u.ac.jp）

出身山村と他出先との二地域居住

○大久保実香（滋賀県立琵琶湖博物館）

背景・課題

全国人口の減少が始まり、定住人口・交流人口の増加とは異なる形での家族や地域社会の維持・発展が模索される中、2008年の国土形成計画では「二地域居住」の推進が位置付けられた。新しいライフスタイルとして注目されることが多い二地域居住だが、本報告では、他出した人々の出身山村へのかかわりを改めて評価したい。出身山村と他出先との二地域居住を見つめなおし、それが山村に寄与する可能性と限界を論じることが、本報告の課題である。

方法

山梨県早川町茂倉集落を事例とする。情報収集は地域住民への聞き取り調査(2008年～2013年)と調査票調査(2009年)による。出身山村と他出先との双方に拠点を持つ生活のあり方は多様だが、ここでは、実際に見られた二地域居住を、山村で生活する時間の長短から、居住型、準居住型、帰省型として類型化し、それぞれが山村地域社会で果たしている役割を考察する。

結果と考察

茂倉では、1960年代後半以降、子供の高校進学を機に、通学のための新たな生活拠点の整備が進んだ。茂倉は水稻栽培が困難な土地であり、甲府近郊に水田を購入していた世帯では、その作業小屋が利用された。親が山村に・子が他出先に、という状況から、現在までに、親世代が亡くなった、または他出先での同居を始めた世帯が多い。とはいえ、山村に居住する者がいなくなった44世帯のうち40世帯は、山村の自治組織(区)の一員であり続けている。

居住型：暮らしの中で、道路や簡易水道の日常的な管理、毎月のお題目などの細々とした行事の開催、集落内の自主的な清掃など、様々な役割を担っている。区の三役や消防団員を担うのも彼らである。病院へ通う際など、他出先の子供宅を第二の拠点として利用することがある。

準居住型：自家用車で1時間程の他出先から、出身山村を日常的に訪れ、耕作、養蜂、家屋の手入れなどを行っている。山村では、標高が高くおいしい野菜が作れる点などが評価されている。集落の役職を任される者もあり、任期中は居住型に近づくこともある。

帰省型：お盆やお彼岸の他、年度初めに配布される区の年間の行事予定を参考に、総人足や祭りなど特定の日程に帰省する。「お墓がこっちにある」ことは、山村へかかわり続ける理由としてしばしば語られ、檀家総代を担うこともある。他出先で生まれ育ち、親に連れられ帰省していた孫(他出二世)が、山村での居住を始めた事例もある。

山村の多様な地域資源は、暮らしの中でこそ見出され育まれてきた。居住型の重要性は言うまでもないが、他出が続く中、帰省型の存在が、作業量の多い総人足や賑わいある祭りを可能にしてきたことも事実である。自然環境や信仰は、山村という場所と分かちがたく、それが他出した世代を山村へ引き寄せる一因となっている。ハレを支える帰省型と、ケを支える居住型・準居住型の組み合わせにより、山村での営みを細々とあれ継続していくことで、山村を次世代へ繋ぐことはできないだろうか。

(連絡先：大久保実香 okubo@lbn.go.jp)

B 8 限界自治体化山村における定住問題 — 四国の事例から —

○垂水亜紀(森林総研四国)

「限界集落」を定義した大野によって、新たに「限界自治体」という言葉が生み出されたのは 2005 年である。大野は「限界自治体」を「65 歳以上人口が自治体総人口の半数を超え、税収入の減少と老人福祉・高齢者医療関連の支出増という状況の中で財政維持が困難な状態におかれている自治体」と定義し、自治体間格差について分析を行っている。それから 10 年近くが経過した。本研究では、その後の自治体間格差や限界自治体の発生状況はどのようになったのか。また、現実には高齢化率 50% 以上となった山村自治体において、定住問題に取り組むというのは、どのような問題を孕み、どのような方向性・展望を持ちうるのか、明らかにしていく。

限界自治体の現況については、国勢調査等の結果を基に比較分析を行った。また、限界自治体の取り組みについては、2011 年～2013 年における高知県仁淀川町での調査研究結果をもとに報告を行う。仁淀川町で定住問題に取り組むに当たり、PDCA サイクル(図)を作成したが、実際に PDCA を実行する上で、多くの課題があり、その解決策などについて検証し、今後の山村定住問題に取り組む上での条件提起とする。

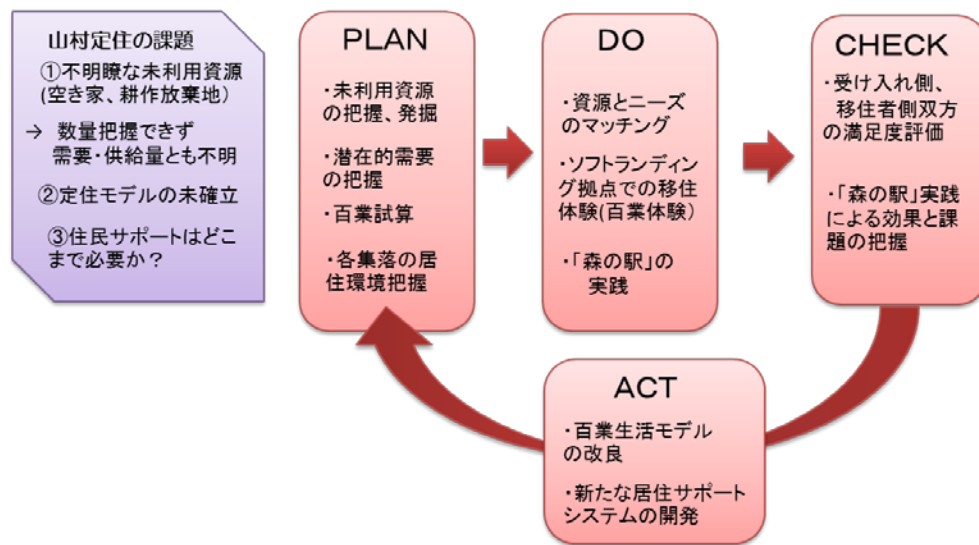


図 山村（仁淀川町）における定住促進の P D C A サイクル

引用文献：大野晃『山村環境社会学序説』農文協、2005 年、11 頁

垂水亜紀 (tarumi@ffpri.affrc.go.jp)

移住者たちと地域社会 —長野県大鹿村を事例に—

土屋俊幸（東農工大院農）

研究の背景

これまで山村社会の振興を巡っては様々な調査研究が行われ、また多くの提言が行われてきた。しかし、1990年代から流布した「限界集落」というセンセーショナルな言葉に端的に表れているように、山村における過疎高齢化の進行は深刻さを増しており、その根本的な是正は非常に困難になっているのが現状である。山村における過疎高齢化は、基本的には、日本さらには世界の社会経済的な状況の中で必然的に起きている現象と捉えるべきだが、山村振興の担い手となるべき住民自身が高齢化し、その活力が低下してきていることが、振興へ向けての活動の大きな足枷となって地域振興を困難にし、そのことがさらに過疎高齢化を加速するという負のスパイラルが生じてきている可能性もあると考えられる。

こうした中で、Iターン者、Uターン者を担い手とした地域活性化の可能性が喧伝されるようになって久しく、多くの農山村に立地する自治体が誘致事業を実施するようになってきている。しかし、特にIターン者（以下では「移住者」と呼ぶ）に関しては、地域に従来から居住してきた住民（以下では「既住者」と呼ぶ）との間での摩擦が各地で報告されるなど、様々な問題の存在が指摘されており、地域ごとの状況も踏まえた上での、客観的な分析と評価が必要とされている。ただ、客観的な分析において障壁となっているのは、多くの事例において、本格的な移住が始まった時期は、せいぜい1990年代からであり、地域社会における移住者の位置づけを、中長期的な視点から評価することが困難なことだった。

研究の目的と方法

長野県下伊那郡大鹿村は、1970年代から移住者を受け入れてきた経験を持ち、既に初期の移住者たちの世代では、「二世」世代が家庭を持つようになって来ており、また1200人弱の村人口に対して約200人が移住者と推測されている。このような、全国的に見ても最初期の「移住」が行われ、その後の時代の移住も含め、多くの移住者が現在も居住する地域として、大鹿村では、地域社会に移住者がどのような影響を与えたのかについて、一定の評価を下してもよい状況が生まれている。

そこで、本研究では、大鹿村において、彼ら移住者たちが、これまでの過程で、どのように地域に定着し、そして、地域に対して、どのような影響を与えてきたのか、さらには、もし、移住者の存在が地域を活性化することに対して肯定的な評価が得られるならば、その限界と可能性について考えてみたい。研究の方法は、各年代に移住した各世代の移住者たち、移住者たちと連携することの多い、いわゆるUターン者たち、そして移住者たちと何らかの形で関わった既住者たちに対する、個別の聞き取り調査である。本報告に関連する主な調査期間は2012年5月から2013年5月までの1年間で、計23人の大鹿村民に対して聞き取り調査を実施した。

なお、ここで言う「移住」は、個人あるいは世帯の自由意志に基づくものであって、いわゆる戦後開拓のような、国策に基づき、選択の自由が制限されたものは含まない。

（連絡先：土屋俊幸 toshit@cc.tuat.ac.jp）

広域地方行政下における財産区運営の自律性の獲得 —愛知県豊田市を事例に—

○三俣 学（兵庫県大）・齋藤 暖生（東大）

研究の目的

財産区制度については、林業経済学、法社会学、農村経済学、地理学、環境経済学など広範な分野の先行研究が数多く存在する。本報告は、コモンズ論や環境ガバナンス論を念頭に置き、制度的な機能不全を起こした財産区の要因を明らかにするとともに、その機能回復（自律的運営）の諸条件を愛知県豊田市稲武 13 財産区の事例に基づき明らかにする。

研究の方法

主たる研究の方法は、13 財産区それぞれの関係者（議長・議員）関係者、同地区選出の市会議員、豊田市総務課職員、役所旧稲武支所職員、同地域の森林利用や管理に影響を与えてきた名望家、森林組合への聞き取り調査と同地で得られた文献資料の考証作業を分析方法とする。

結果と考察

東加茂郡稲武町内の 13 財産区が、2005 年 4 月の豊田市への合併に伴い、豊田市へ移管された。合併 1 年後の決算監査で、地域自治の財源とする使途内容が市の一体性（地方自治法 296 条の 5）を損ねるもの、と指摘され、旧稲武町で認められてきた 13 財産区それぞれの慣行的運営が否定された。この制度運用の変更により、各財産区の財源使途は、財産管理（森林整備）に関係するものみに制限され、財産区の財源に依拠する 13 地区では、地域内活動全般が滞り、衰弱の一途をたどった。かかる状況に直面し、平成 18 年ころより 13 財産区は、財産区を管轄する豊田市総務課職員も含めたワークショップや研究会、各集落単位でのワークショップなどを通じ、問題の所在究明や 13 財産区運用の原状回復に向けて議論がかさねられた。その結果、13 財産区は、それぞれの利害や思惑を超え「合併前の原状復帰」に照準を合わせ、豊田市の地域会議の最重要課題と位置づけ問題提起する一方、豊田市もまた財産区理解を深めるべく議論を続け、財産区の自律性を担保する条例の策定を通じ、財産区の柔軟な制度運用の道を開くに至った。

制度の機能不全の主原因は、①財産区および豊田市双方の財産区制度に対する基本的知識の欠如、②それに端を発する豊田市による硬直的財産区管理に求められる。制度機能の回復経路にはオルタナティブが複数存在するであろうが、財産区は、名目上とはいえ、公的性格を帯びる団体であるがゆえ、財産区の共益（≒私益）を損なうことなく、その公的位置づけを、「状況に応じて再定位していく柔軟性」がより重要になるという示唆が得られた。加えて、柔軟な制度運用を回復した同 13 財産区では、新規住民の財産区定住化事業などの「新たな財産区運営の試み」が内発的に始まったが、今後、各 13 財産区間、行政や外部主体との間における協働もまた、自律的制度運営を行う上では、重要になってくるような状況（課題）が存在している。

（連絡先：三俣 学 gaku@econ.u-hyogo.ac.jp）

財産区連合化への試みと背景

—山梨県富士吉田市における3財産区の事例から—

○齋藤暖生（東大演習林）

背景と目的

共有林は長らく生活資材の供給源のみならず、育林事業等の収益が地域内での公共的な施設・事業の財源として大きな貢献をし、地域の人々の共同作業等により管理されてきた。いっぽう、近年は育林経営の困難さから、共有林の活用・管理が減退する事例が各地で散見される。こうした中、小さな集団で限定的かつ複雑に行われてきた体制を再編成し、より大きな単位で共有林の管理促進を図っていかこうとする事例が報告されている。本研究は、山梨県富士吉田市において最近見られる3財産区の連合化の動きについて、現状と背景を明らかにすることを目的とする。

対象地域の概要と調査方法

対象地域は、近世時代には、大明見村、小明見村の2村であったが、明治8（1875）年に合併して明見村となった。その後、町村制の規定に則り、同村内に3つの区会（現・財産区議会）を設置し、区有財産を管理運用してきた。これらは、昭和26（1951）年の町村合併により、現在は富士吉田市管理下の財産区となっている。2013年7月から10月にかけて、同地区を訪問し、3財産区の議員および古老への聞き取り調査、および、市内での資料調査を行った。

結果と考察

2012年4月に3財産区において現在の財産区議員が選任された。このうち、9名が同級生（60代）であり、互いの財産区運営に関する情報交換が行われるようになり、現在は、定例的に月1回の非公式な情報交換、意見交換の場がもたれている。2013年7月には3財産区合同で、互いの財産区有林を見学する機会が初めてもたれた。3財産区では、一時期は育林事業による収益等を財源に水道事業や幼稚園運営が行われてきたが、すでに市の事業に移行した、あるいは、移行しつつある。現在は財産区有林からの収益が見込めず、財産区運営に課題を抱えており、議員らは危機感を強くしている。この危機感が原動力となり、従来の育林事業にこだわらない山林の活用策と地域還元策を探るために、情報交換が活発に行われている。

この連合化の動きは、学校など実質的な生活空間の共通化と財産区運営に対する共通した危機感を背景に、新たな利活用策を探る過程でヨコのつながりを求める機運が生じたことによるものと指摘できる。将来的には、新しい収益事業を実施する上で財産区であることの制度的制約も課題として想定されており、より広い連合化が検討されることも考えられる。

（連絡先：齋藤 暖生 haruo_s@uf.a.u-tokyo.ac.jp）